簡易耐震診断の受診をご検討ください

旧耐震基準の住宅は、震度６程度の地震で倒壊する可能性があるため、耐震化の必要性が強く認識されています。また、近年の熊本地震や能登半島地震では、2000 年５月までに建てられた木造建築物も少ない被害を受けており、耐震化の必要性が認識されるようになっています。

町田市では、地震による住宅の倒壊から人命を守るため、木造住宅耐震化助成制度を設けています。**まずは無料の簡易耐震診断を受けて、**住宅の耐震化をご検討ください。

＜用語の解説＞

- 旧耐震基準の住宅
  1981 年(昭和 56 年)5 月 31 日以前に着工された住宅。震度５強程度でも倒壊しないことを目安にした設計で、震度７級の地震には耐えられないため耐震化が必要。
- 81-00 住宅
  1981 年（昭和 56 年）６月１日から 2000 年（平成 12 年）５月 31 日までに着工された在来軸組工法の木造住宅。新耐震基準の時期の住宅ではあるものの、2000 年６月施行の基準で壁量バランスや接合部の仕様等が明確化される以前の住宅であり、耐震性が不足している可能性が高い。

簡易耐震診断（無料）とは

町田市の助成制度を使って耐震化を進めるには、まず最初のステップとして簡易耐震診断を受ける必要があります。市の派遣する「木造住宅耐震アドバイザー」が建物の形状、壁・開口部の配置、老朽化の度合いなどを目視で簡易に調査します。

調査は**無料**で行います。調査のため住宅内に入りますので、
必ず立ち会いをお願いします。



木造住宅耐震アドバイザーとは

簡易耐震診断や町田市の助成制度を活用する際のサポートを行う、木造住宅の耐震化に関して専門的な知識、経験を持つ建築士です。町田市から委託を受けた特定非営利活動法人（NPO 法人）顧問建築家機構に所属しています。木造住宅耐震アドバイザーは、町田市が発行した身分証明書を必ず携帯しています。

障がい者等世帯加算について

「耐震設計改修事業」と「耐震シェルター等」２つの制度において、障がい者等世帯に対して助成額の加算があります。対象は、身体・精神の障がい者手帳所有者、愛の手帳所有者、要介護・要支援認定を受けた方のいずれかがいる世帯です。一般世帯に比べて手厚い補助となっております。助成内容の概要については、裏面をご確認ください。

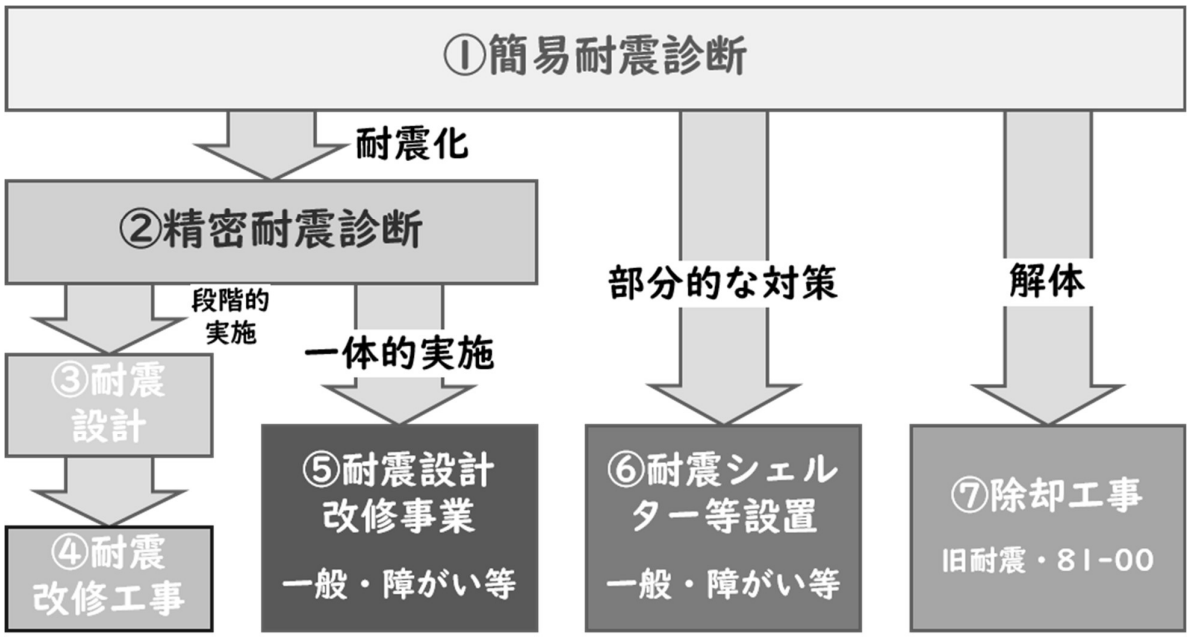
申込み方法や木造住宅の耐震に関するご相談は、町田市耐震相談窓口（顧問建築家機構）までご連絡ください。

【連絡先】　町田市耐震相談窓口（顧問建築家機構）電話：042-794-7709

2026 年度　作成　町田市住宅課

木造住宅の耐震化助成制度

町田市の耐震助成制度の流れ



費用の目安と助成

メニュー	概　要	費用目安	助成額	
①　簡易耐震診断	現在の建物の状況を確認するための診断	無料		
②　精密耐震診断	耐震設計に向けた詳細な診断	約 25 万円	費用の 1/2 かつ 12 万 6 千円まで	
③　耐震設計	精密診断結果に基づく補強設計	約 32 万円	費用の 1/2 かつ 10 万円まで	
④　耐震改修工事	補強設計に基づく補強工事	約 468 万円	費用の 23/100 かつ 50 万円まで	
⑤　耐震設計改修事業	設計と工事を一体的に実施し助成額が **UP**	約 500 万円	一般世帯	費用の 1/2 かつ 120 万円まで
			障がい者等世帯*1	費用の 9/10 かつ 242 万 4 千円まで
⑥　耐震シェルター等設置	建物が倒壊しても潰れない安全な空間を確保する耐震シェルター等の設置	約 65 万円	一般世帯	費用の 1/2 かつ 20 万円まで
			障がい者等世帯*1	費用の 9/10 かつ 50 万円まで
⑦　除却工事	建物の解体・撤去工事	約 186 万円	旧耐震	費用の 23/100 かつ 50 万円まで
			81-00*2	費用の 115/1000 かつ 25 万円まで

*1 障がい者等世帯とは、身体・精神の障がい者手帳所有者、愛の手帳所有者、要介護・要支援認定を受けた方を含む世帯が対象です。　*2 1986 年 3 月以前（築 40 年）のものが対象です。